

内之浦地区拠点施設創生準備委員会設置要綱

(目的)

第1条 国民宿舎コスモピア内之浦のあり方検討委員会から提出された答申内容に関する発展的な協議を行うための機関として、内之浦地区拠点施設創生準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 最適な施設運営事業者の確保に関する事
- (2) 施設の複合化に関する事
- (3) 温泉施設のあり方に関する事
- (4) 施設整備手法に関する事
- (5) 運営体制の方向性に関する事
- (6) 住民を含めた運営を支援するあらゆるプレイヤーとの協議に関する事
- (7) その他内之浦地区における拠点施設の創生に必要な事項に関する事

(組織)

第3条 委員会は10名以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 高度の専門的知識等を有する者
- (2) 行政機関の職員
- (3) その他町長が必要と認める者

(委員任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条に定める事項の審議が完了する時までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、産業創出課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる委員会は、町長が招集する。